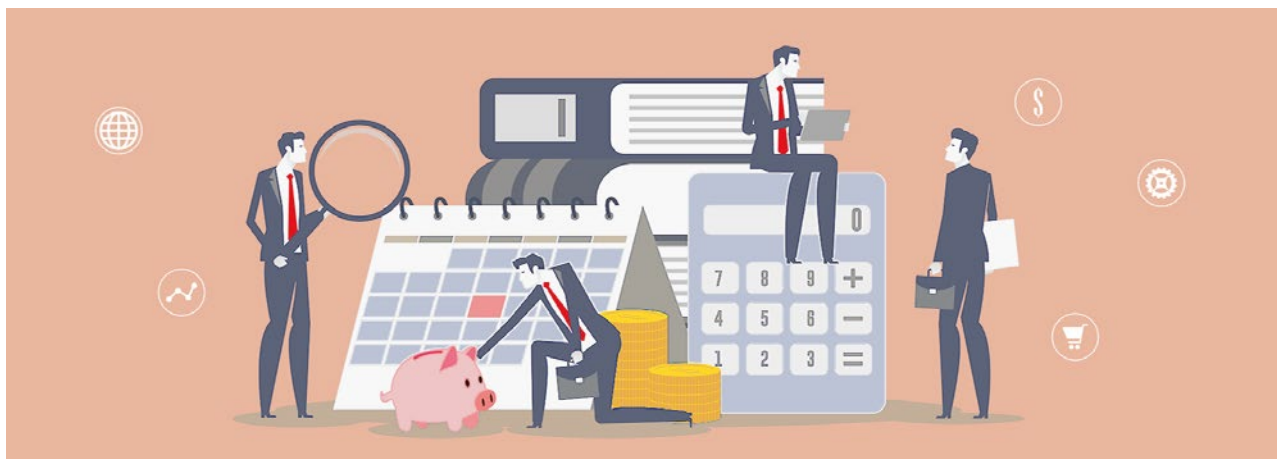


公益法人会計基準の見直しについて ～公益法人の会計に関する諸課題の検討状況～

令和6年5月14日衆議院本会議にて「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が原案どおり可決・成立し、22日に公布されました。現在は、新制度の施行（令和7年4月から施行予定）に向け、政令や内閣府令、ガイドライン等の見直しが進められています。その中で、公益法人会計基準についても、新制度に整合したものとする必要があるほか、法律の概要に示された「わかりやすい財務情報の開示」の具体的な在り方を検討し、見直しが進められています。

公益法人会計基準の見直しを行っている公益法人の会計に関する研究会の検討状況について、実務的に影響が大きい情報開示及び定期提出書類について現時点における検討状況を説明します。

参考:公益法人 information (<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html>)



【新公益法人会計基準における具体的な見直しの方向性について】

（１）会計基準の在り方、枠組み

- ▶ 財務報告の目的（資源提供者その他のステークホルダーへの情報開示）を明記
- ▶ 会計基準の体系を整理（過去の研究会の報告や公益法人制度等に関するよくある質問等の会計処理規範を反映、移管）

（２）財務諸表案

「本表（貸借対照表、活動計算書）は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で」との考え方にに基づき、本表はシンプルになる一方で、内訳表及びその他の詳細情報は注記や附属明細書において必要な情報開示が行われる方向で進んでいます。また、合わせて財務規律適合性等に関する定期提出書類も見直され、各種別表と財務諸表の関係を整理しできる限り廃止・簡素化される方向で進んでいます。

そこで、現行の財務規律適合性等に関する定期提出書類の【別表】との関係を示しながら、研究会に示された財務諸表案の関係をまとめると以下の通りです。

<貸借対照表>

- ▶ 資産について、流動資産・固定資産の区分を表示（基本財産・特定資産は必要に応じて注記で開示）
- ▶ 貸借対照表内訳表については、本表としての内訳表ではなく注記事項と位置付ける

<活動計算書>

- ▶ 「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称・記載内容の変更
- ▶ 純資産全体の増減を経常活動・その他活動に区分（一般純資産（注1）、指定純資産（注2）の財源別区分は活動計算書本表ではなく注記で開示）
 - （注1）一般純資産：従来の一般正味財産の区分を踏襲した区分
 - （注2）指定純資産：従来の指定正味財産の区分を踏襲した区分
- ▶ 費用科目は活動別分類（公1事業費、収益事業費、管理費等）で表示

新会計基準における財務諸表のイメージ

貸 借 対 照 表					
年 月 日 現在					
(単位:千円)					
資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当期	前期	科 目	当期	前期
I 流 動 資 産			I 流 動 負 債		
現金及び預金	140		未払金		
...			...		
流動資産合計			流動負債合計		
II 固 定 資 産			II 固 定 負 債		
1.有形固定資産			退職給付引当金		
建物			...		
土地	1,000	1,000			
美術品	500	500			
...			固定負債合計		
無形固定資産合計			負債合計		
2.無形固定資産			純資産の部		
...			科 目	当期	前期
無形固定資産合計			I 基金		
3.その他固定資産			II 指定純資産	200	100
投資有価証券	200	250	III 一般純資産	1,640	1,600
...			...		
その他固定資産合計			純資産合計	1,840	1,700
資産合計			負債・純資産合計		

活 動 計 算 書			
年 月 日 から 年 月 日 まで			
(単位:千円)			
	当期	前期	
I 経常活動区分			
経常収益			
受取寄附金	100		
受取補助金	100		
公1事業収益	100		
公2事業収益	100		
収益事業収益	100		
〇〇運用収益	100		
経常収益計	600		
経常費用			
公1事業費	150		
公2事業費	180		
その他公益事業費	10		
収益事業費	20		
管理費	100		
経常費用計	460		
評価損益等調整前当期経常増減額	140		
投資有価証券評価損益等			
当期経常増減額	140		
II その他活動区分			
その他収益			
...			
その他収益計	0		
その他費用			
...			
その他費用計	0		
その他収益費用差額	0		
税引前収益費用差額	140		
法人税、住民税及び事業税			
法人税等調整額			
税引後収益費用差額	140		
期首純資産額	1,700		
期末純資産額	1,840		

※現時点でのイメージであり、今後の検討により変更することがある

参考:公益法人 information (<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html>)
「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（概要、本文）」

<注記・附属明細書>

貸借対照表関係の注記

- ▶ 会計区分別内訳（現行の貸借対照表内訳表の代替）
- ▶ 資産及び負債の状況（現行の財産目録相当）
- ▶ 使途拘束資産（注3）の内訳と増減額及び残高
（注3）使途拘束資産：法令に基づく控除対象財産としての位置付けを有する、内部資金の積立て又は外部の資金提供者により使途を指定された資源により得た資産

活動計算書関係の注記

- ▶ 財源区分別内訳（現行の正味財産増減計算書の一般正味財産と指定正味財産の区分表示の代替）
- ▶ 一般純資産の会計・事業区分別内訳（現行の正味財産増減計算書内訳表に相当）
- ▶ 指定純資産の内訳
- ▶ 控除対象財産（6号財産）の発生年度別残高及び使途目的計画
- ▶ 事業費・管理費の形態別区分（現行の正味財産増減計算書の形態別表示に相当）【別表F,G】

その他の注記（財務規律適合性に関する情報等）

- ▶ 中期的収支均衡に関する情報【別表A】
- ▶ 公益充実資金に関する情報
- ▶ 公益目的事業比率に関する情報【別表B】
- ▶ 使途不特定財産規制に関する情報【別表C】
- ▶ 公益目的事業継続予備財産に関する情報

附属明細書

- ▶ 使途拘束資産（控除対象財産）の明細【別表C(2)】
- ▶ 中期的収支均衡の内訳明細

<財産目録>

財産目録の情報が注記に表示する場合、法律上の作成義務関係を整理

参考:公益法人 information (<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html>)

「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（概要、本文）」

【財務規律適合性等に関する定期提出書類の見直しについて】

- ▶ 公益目的取得財産残額の新たな把握方法
別表Hを廃止し、認定取消し時の直近決算における公益目的事業会計の純資産額を基礎として算定する方式に改められます。
- ▶ 各種別表の見直し

今回の新しい制度は令和7年4月以降の施行を予定しており、移行に伴い法人の負担の増加が予想されます。そのため小規模法人の負担軽減の考慮や経過処置の情報には十分に留意する必要があります。具体的な内容は公認会計士協会等で定められることも多く、最新の情報は公益法人 information において公開されています。

参考:公益法人 information (<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html>)

辻・本郷 税理士法人 医療&パブリックグループは、医療・介護を中心に、公益法人、地方公共団体、学校法人等の公的分野における専門チームです。長年にわたり培ってきた豊富なノウハウや人材を結集し、近年、公的分野における税務コンサルティングを強化・推進しております。お客様への経営力向上に向けて、ご相談、お問い合わせがございましたらお気軽にお問い合わせください。

TH Picks for Association & Foundation 2024.8 月号 発行元：辻・本郷 税理士法人 公益法人部